

# 柏市立高柳小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度

## 【1】基本理念

全ての児童は、学校内外において、いじめのない安心した環境の中で学習その他の活動に取り組むことが保障されなければならない。また、いじめは、いじめを受けた児童への様々な影響を考え、その軽重に関わらず、人間関係において決してあってはならない事を確認し、全ての児童がいじめ防止に対する理解を深めると共に、学校・保護者・地域・関係団体・児童が一体となっていじめ防止・早期発見・早期解決に努め、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

## 【2】組織及び組織図

いじめ防止のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。メンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーターとし、事案が発生した時は当該担任を加えた臨時いじめ防止対策委員会を開催する。

また、必要に応じ外部の専門家（スクールカウンセラー等）や保護者代表、学校評議員、地域代表者等を加える。

「いじめ防止対策委員会」は学期1回（年3回）を定例とし、必要に応じ開催する。

＜組織図 資料③＞

## 【3】いじめの未然防止について

〈1〉いじめの定義（高柳小）を職員や児童と共有する。

- (1)強い人が弱い人を一方的にやる。（力や立場を含む）
- (2)苦痛を感じる言動が繰り返されている。  
(ただし1回でも強烈な体験をさせてしまう場合あり)
- (3)やろうとしてやっている。（けんかは違う）
- (4)やられている方が心も体も傷ついている。

上記の4点は、日本や世界のいじめの定義を本校で再考したものである。

〈2〉いじめ防止のための具体的な対応

- ①児童の豊かな情操と道徳心を培うため、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ②いじめに対する認識を共有し、児童、保護者、職員が一体となっていじめ未然防止や解決に努めるための「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ③事実を確認し、学校全体で情報を共有すると共に組織で対応する。
- ④いじめの未然防止のため、日常の観察、情報収集等を心がける。
- ⑤いじめ防止の啓発活動に重点を置き、いじめを許さない環境を構築する。
- ⑥児童…保護者への日常の啓発活動に努める。  
(標語・ポスターの作成・掲示、いじめ防止啓発月間)

- ⑦人との関わりを重視した体験活動や交流活動を授業に位置づける。
- ⑧道徳の授業や学活を改善・見直しを有効活用していく。
- ⑨生徒指導力向上のための研修を行う。（いじめ防止研修等）
- ⑩特別な支援を必要とする児童や配慮を要する児童、感染症や医療従事者に関する児童への偏見や差別が起きないように組織的に対応する。

#### 【4】いじめの早期発見のために

- ①年間を通して教育相談を充実させる。
- ②毎月、「心のアンケート」を実施する。
- ③6月、11月、2月はクラス全員に聞き取りと調査を行う。
- ④職員間の連携、生徒指導主任を中心として、いじめ情報の収集に努める。
- ⑤気になる行動を見逃さない、気になる発言を聞き逃さない、そして、情報は声に出て発信する意識を高める。地域の声も教頭が窓口となり受け付ける。

＜保護者との連絡はフロー図にて 資料②＞

#### 【5】いじめの相談・通報体制について

- ①相談ポストの活用（生徒指導主任が定期的にポストを確認）を図り、担任以外でも希望する職員に相談できる事を周知する。
- ②常時教育相談を行い、適宜相談を受け付ける事を周知する。

#### 【6】いじめが認知されたときの対応

- ①いじめが確認された場合は直ちに校長・教頭に報告するものとし、校長は臨時のいじめ防止対策委員会を開催する。
- ②速やかに当事者の特定と事実確認をすると共に、いじめを受けた児童及び保護者への支援、いじめを行った児童の指導及び助言、保護者への報告、見守り依頼を行う。
- ③安易に解消せず、見守る姿勢を継続する。
- ④いじめ防止の重要性を指導し、反省を求める。
- ⑤最終的には、いじめの被害者・加害者が健全な学校生活を送れるように支援する。

#### 【7】重大事案への対応

- ①いじめを受けた児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時やいじめ相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた時は、事実関係を明確にし、保護者への適切な情報提供をしつつ、教育委員会、関係機関・警察・補導センターとの連携の下、必要な措置を講ずるものとする。「いじめられた子どもを守りぬく。」そして「いじめた子どもの再発防止に努める。」
- ②専門家（スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等）の適切なアドバイスを受ける。

## 【8】活動の振り返り

- ①いじめ防止への取り組みや事案発生時の対応等について、いじめ防止対策委員会で検証し、見直しを図る。
- ②基本方針はホームページにて公表する。（更新内容を含む）

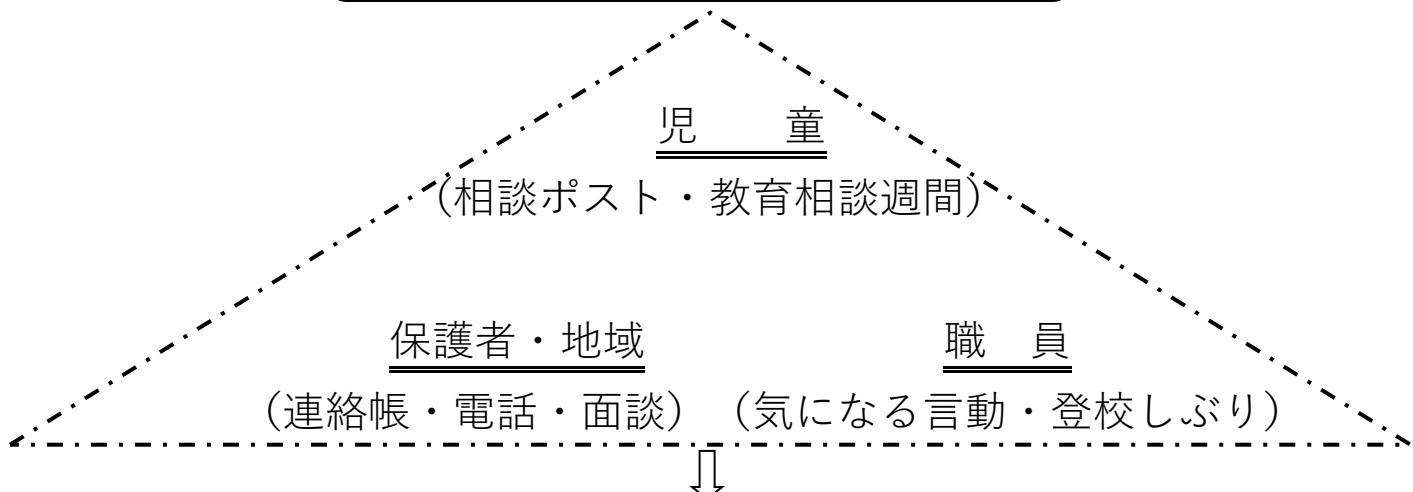
## 【9】年間指導計画

### <いじめ防止対策年間計画> (資料①)

月	学校行事等	道徳・特別活動	その他
4	・教育相談 ・学級懇談会	・1年生を迎える会	・教育課程説明会 ・いじめ防止対策委員会 ・心のアンケート
5	・教育相談 ・自宅確認 (保護者からの要望)		・いじめ防止研修 (生徒指導主任)
6	・教育相談 ・個人面談		・児童全員と面談 ・いじめ防止研修 (生徒指導主任)
7	・教育相談	SNSとの付き合い方 (中～高学年向け)	・心のアンケート ★まとめ
8	・いじめ防止校内研修会		
9	・教育相談 ・運動会		・心のアンケート
10	・教育相談 ・学級懇談会		・いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止研修 (生徒指導主任)
11	・教育相談		・児童全員と面談
12	・教育相談	SNSとの付き合い方 (中～高学年向け)	・心のアンケート ★まとめ 【いじめ防止啓発月間】
1	・教育相談 ・教育相談週間		・心のアンケート
2	・教育相談 ・学級懇談会	・6年生を送る会	・心のアンケート ・いじめ防止対策委員会
3	・教育相談	・1年間を振り返って	・心のアンケート ★まとめ

★：クラス全員に聞き取りと調査を行う。

いじめ発見から 解消まで



事 実 確 認

関係学級担任・主任 ←→ 管理職への報告・該当児童・保護者



臨時いじめ防止対策委員会開催



状 况 報 告

関係学級担任（主任） ←→ 当該児童・保護者



継続観察・状況報告

当該児童 ←→ 関係学級担任（主任） ←→ 当該保護者

校長・教頭



・柏市教育委員会（児童生徒課）との連携

・柏市少年補導センター、警察機関との連携

## いじめ防止対策委員会組織

資料③



立場の違うメンバーで対応

情報の共有・素早い対応

チームで対応（地域も含めて）

◎いじめの未然防止・早期解決

◎いじめのない学校づくり